

[事案 2023-151] 契約無効請求

・令和7年3月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年7月に契約した養老保険（契約①）、平成22年12月に契約した終身保険（契約②）、平成24年9月に契約した養老保険（契約③）について、以下の理由により、契約①②③を無効とし、既払込保険料と解約返戻金等との差額を返還してほしい。

- (1) 募集人から本契約について何の説明もされなかった。自分は高齢で理解力が乏しいにもかかわらず、募集人は、契約時に家族を同席させず、自分一人の時に契約をさせている。
- (2) 契約②③の被保険者である自分の子は、募集人と面談をしたことはなく、募集人から本契約について何の説明も受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書には、申立人の署名・押印がなされている。募集人は、募集時に設計書等を利用して、契約内容を説明した。
- (2) 申込書の被保険者欄および告知書には、被保険者の署名と押印がなされている。募集人は、被保険者に対しても、設計書を用いて説明をしたと記憶している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯を確認するため、申立人および申立人の子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は世帯全体で見ても月額15万円程度の収入しかないにもかかわらず、契約①締結前の時点で、4件の既契約の保険料が月額約7万円となっており、さらに契約①②③を締結すると月額保険料は約15万円になり、既契約に加えて契約①②③を締結することが、申立人にとって適合性を有していたかという点については、疑問があると言わざるを得ない。
- (2) 募集人の事情聴取において、既契約に加えて契約①②③を締結することに申立人にどのようなニーズがあったのか質問したが、募集人から具体的な回答はなく、募集人は、申立人の保険契約に関する意向を把握して、それに合った保険を勧めるというのではなく、保険会社において許容される保険金額の合計額の上限を基準として、保険契約を提案していたものと考えられる。
- (3) 契約②③の保険料の振替口座は、申立人の夫の口座が指定されているが、契約当時、申立人の夫は認知症に罹患していたと考えられ、適切な手続により振替口座の指定がなされたのか疑問が残る。また、保険料の振替口座を契約者以外の口座とした場合、保険金の支払時等に贈与税が課税され、契約者に不利益が生じる可能性について、募集人は申立人に対

して説明はしていない旨を事情聴取において陳述している。

- (4)以上の事情を踏まえると、既契約に加えて、契約①②③を締結することが、申立人にとって適合性を欠くものであった可能性は否定できず、また、本件における募集人の募集行為は不適切なものであったと言わざるを得ない。